

## 秋田県条例第七十四号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与および旅費に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に改める。

第二条 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。